

茨木市学校給食献立システム導入業務委託に係る
プロポーザル実施要項（公募型）

令和5年4月12日公表
令和5年4月24日修正

1 趣旨

本市においては、令和7年から全員喫食による中学校給食の実施をめざしており、その献立作成や各種帳票発行が可能な新たなシステムを導入する必要がある。また、小学校給食については、平成13年に献立システムを導入し運用してきたが、この度、さらなる機能の拡充と事務の効率化を図るため、中学校給食献立システムと一体的に再構築を行う。

学校給食献立システム導入業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）の業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

茨木市学校給食献立システム導入業務委託

(2) 業務の目的

令和7年の全員喫食による中学校給食の開始に向け、小学校給食と合わせた新たな学校給食献立システムを導入することで、業務の効率化・合理化を図るとともに正確性を高め、安心安全な学校給食を提供することを目的とする。

(3) 業務内容

「茨木市学校給食献立システム導入業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

ただし、中学校給食については令和5年8月31日までに、小学校給食については令和5年12月28日までにシステムを稼働させ、以降を保守期間とすること。

3 当該業務の予算額等

11,390,500円（税込）

提案額には令和5年度の保守費用を含める。提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

なお、令和6年度以降も導入システムの利用を予定しているため、令和6

年度以降の5年間（令和10年度まで）のランニングコストを見積もること。
ただし、令和6年度以降の契約を確約するものではない。

4 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 茨木市（以下「市」という。）の物品等、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）及び茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成21年4月1日実施）に基づく指名停止又は茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成25年4月1日実施）に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) ISMS（ISO/IEC27001又はJIS Q 27001）又はプライバシーマーク（JISQ15001）の認証を受けていること。
- (5) 茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第8条第1項第6号に規定する場合又は同項第7号の規定する場合に該当しないこと。
- (6) 過去5年間（平成30年4月1日から令和5年3月31日まで）において、他自治体において、学校給食献立システムに関する履行実績があること。

6 質問の受付及び回答

質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質疑書兼回答書（様式6号）に質問事項、会社名、担当者氏名、メールアドレスを記載し、下記の提出期限までに電子メールで学務課宛に送信すること。

提出期限：令和5年4月19日（水）午後1時まで（必着）

提出先：茨木市教育委員会教育総務部学務課

E-mail：gakumu@city.ibaraki.lg.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けません。

- (2) 質疑に対する回答は、質疑書兼回答書により、下記の回答日までに本市ホームページに掲載する。

回答日：令和5年4月24日（月）

掲載場所：茨木市ホームページ 学務課のページ

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kyoikuiinkaikyoikusoumu/gakumu/index.html>

7 参加申込及び資格審査

(1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」（様式1号）に必要事項を記入し、会社名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

ア 必要書類

- ① 業務実績調書（様式2号）
※契約書の写し等、業務実績を証明できる書類を添付すること
- ② 業務実施体制調書（様式3号）
※保有資格を証明できる書類を添付すること
- ③ ISMS（ISO/IEC27001又はJIS Q 27001）又はプライバシーマーク（JIS Q 15001）を取得していることが分かる書類（許諾証の写し等）

イ 提出先：茨木市教育委員会教育総務部学務課（茨木市役所南館6階）

ウ 提出期限：令和5年4月26日（水）午後3時まで（土日を除く）

エ 提出方法：持参または郵送（提出期限必着。郵送の場合は、記録が残る方法で送付すること）

(2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格に係る審査については、プロポーザル選定会議において、参加希望者から提出のあった「参加申込書」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」（様式4号）により4月27日（木）までに参加希望者にメール及び郵送で通知するものとする。

(3) 参加を辞退する場合

参加を希望した者が、参加を辞退する場合には、プロポーザル参加辞退届（様式5号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、企画提案書の提出期限までに学務課へ提出すること。

8 企画提案書等の作成及び提出

(1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者（以下「参加者」という。）は、仕様書に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

企画提案は、1者につき1件とし、以下の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、下記(2)ア①参考見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類、提出期間及び留意事項

	提出書類	提出部数・提出期間
ア	①参考見積書（様式7号）及び内訳書（任意様式） ②機能要件分析書（様式8号） 運用保守項目一覧表（様式9号）	【提出部数】 ・正本1部 ・提出書類を保存した電子媒体（CD-R又はDVD-R）1部

	③サーバリソース要求表（様式10号）	【提出期間】 令和5年4月28日（金）午前9時から 5月9日（火）午後3時まで（厳守） ※土日祝日を除く から
イ	④作業スケジュール（任意様式） ・正本1部、副本6部	【提出部数】 ・正本1部、副本6部 ・提出書類の正本を保存した電子媒体（CD-R又はDVD-R）1部 【提出期間】 令和5年4月28日（金）午前9時から 5月23日（火）午後3時まで（厳守） ※土日祝日を除く
ウ	⑤企画提案書（任意様式） ・別紙「茨木市学校給食献立システム導入業務委託提案書作成要領」参照 ・様式は任意とし、A4横形式、横書き、枚数は片面で20枚までとする。ただし、説明のため必要に応じてA3版縦折に一部変更することは差し支えない。また、ページ番号を付与すること。なお、表紙、裏表紙及び目次は上記ページには含まない。	

※④、⑤の副本には、企業名を入れないこと。

※①は、令和5年度の受託希望金額と、参考金額として令和6年度から令和10年度までのランニングコストを記載すること。令和5年度の受託希望金額は、消費税を含めた額が「3 当該業務の予算額」に示す予算額以内となるように提案すること。

なお、受託候補者については提案内容の調整を行った後、再度見積を徴取する。また、契約金額は見積金額に消費税10%を乗じた額を加えた金額とする。

(3) 提出方法等

ア 提出場所：茨木市役所 南館6階 教育総務部学務課事務室

イ 提出方法：持参または郵送（提出期限必着。郵送の場合は、記録が残る方法で送付すること）

(4) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

9 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 第1次審査

提出された企画提案書等を下記10(1)で示す審査基準に基づいて審査し、

評価の高い提案者から順に5者を第1次審査の通過者とする。ただし、提案者が5者以下である場合は、企画提案書等の審査と併せてヒアリング又はプレゼンテーションによる審査を実施し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

(2) 第2次審査（ヒアリング又はプレゼンテーションによる最終審査）

第1次審査の通過者に対し、企画提案についてのヒアリング又はプレゼンテーションによる審査を実施し、審査基準に基づいて再評価するとともに、ヒアリング又はプレゼンテーションの内容による点数を加算し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

ア ヒアリング又はプレゼンテーションは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用して行うこととし、資料の差し替え、追加は認めない。

イ プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター及び投影用スクリーンは、市で用意する。

ウ 提案者の出席は、3人以内とする。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

① 結果通知

第1次審査の結果は、令和5年5月11日（木）に当該審査を行った全者に対し、メール及び郵送により通知する。なお、第1次審査の通過者（評価点の高い順に上位5者）にのみ、審査結果と併せてヒアリング又はプレゼンテーションの日程を通知する。

② 結果に対する問合せ

第1次審査を通過しなかった提案者は、通知日より起算して5日以内に審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

イ 第2次審査

① 結果通知

第2次審査の結果は、令和5年6月2日（金）（予定）に当該審査を行った全者に対し、メール及び郵送により通知する。

② 結果に対する問合せ

第2次審査により候補者とならなかった提案者は、通知日より起算して5日以内に審査結果について、書面で説明を求めることができるものとする。

10 審査基準及び配点

審査基準及び配点は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（事務局審査）

- | | |
|----------------------|-----------|
| ・業務実績調書等内容 | 130/1400点 |
| ・機能適合性の内容 | 300/1400点 |
| ・提案額（次年度以降の参考見積額を含む） | 240/1400点 |

(2) 第2次審査（委員審査（一部事務局審査））

- ・企画提案書の内容 360／1400点
- ・プレゼンテーション審査及び製品デモ 370／1400点

11 候補者の決定

候補者は、別紙審査基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。なお、特定の委員と利害関係を有する者が参加業者となった場合、当該委員は本プロポーザルの採点に加わらない。その場合、評価点も変動するものとする。

- (1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。
- (2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。
- (3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、くじにより候補者を決定する。
- (4) 参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合は、配点の総合計点(選定会議の委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点)の6割以上であった場合に候補者とする。

12 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額（参考見積額）を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

13 情報公開

提案者の名称及び評価点は公開するものとする。その他選定の過程、提案者から提出された書類、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

14 日程

質問期限	令和5年4月19日（水）午後1時まで
質問に対する回答	令和5年4月24日（月）まで
参加申込期間	令和5年4月12日（水）午前9時から 令和5年4月26日（水）午後3時まで（厳守） ※ 土日除く。
参加資格審査結果通知	令和5年4月27日（木）
参考見積書等受付期間	令和5年4月28日（金）午前9時から 令和5年5月9日（火）午後3時まで
第1次審査結果通知	令和5年5月11日（木）
企画提案書等提出期間	令和5年4月28日（金）午前9時から 令和5年5月23日（火）午後3時まで ※ 土日、祝日を除く。
第2次審査（プレゼンテーション）	令和5年5月30日（火）～31日（水）頃（予定）
審査結果通知	令和5年6月2日（金）頃（予定）
契約締結・業務開始	令和5年6月中旬（予定）

15 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの
 - イ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
 - ウ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合
 - エ 配点の総合計点（選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の6割に満たない者
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

16 担当部署

茨木市教育委員会教育総務部学務課 担当 竹野、森本
TEL：072-620-1681（直通）
E-mail：gakumu@city.ibaraki.lg.jp